

第2期平戸市空家等対策計画【概要版】

第1章 空家等対策計画策定の趣旨

■計画策定の背景と目的

適切な管理が行われないまま長年放置され老朽化した空家等は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、社会問題になっていることから、国は地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を公布しました。
本市においては、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法に基づき「第2期平戸市空家等対策計画」を策定しました。

■計画の位置付け

本計画は、法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」であり、国が定めた基本指針に即して定めたものです。本計画については、本市の最上位計画である「平戸市未来創造羅針盤(第2次平戸市総合計画)」を上位計画とし、「第2期平戸市総合戦略」や「平戸市都市計画マスタープラン」の関連計画と整合性を図りながら、空家等に関する対策の基本的な指針となるものとして位置付けています。

■計画期間

令和5年度～令和9年度(5年間)

第2章 平戸市の人口等の現状

■人口と高齢化率等の推移(総務省国勢調査)

【平成17年】 人口 33,389人 世帯 13,537世帯 高齢化率 29.84%
【令和2年】 人口 29,365人(↓9,024人) 世帯 12,009世帯(↓1,528世帯) 高齢化率 41.46%(↑11.62%)

第3章 平戸市の空家等の状況

■住宅・土地統計調査における空き家の状況(総務省H30年住宅・土地統計調査)

・住宅総数:15,080戸
・空き家総数:2,590戸
・空き家率:17.2%

■空家等の実態調査(R3年度平戸市空家等実態調査)

・推定空家等数:1,677戸

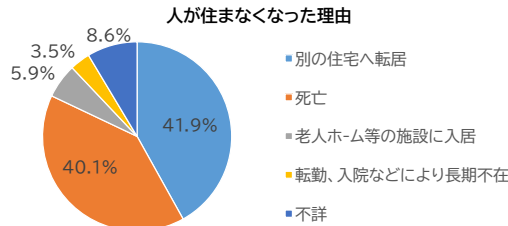
地区	推定空家等	不良度判定			
		A	B	C	D
北部	389	84	210	56	39
中部	295	65	137	53	40
南部	351	54	159	71	67
生月	147	43	65	24	15
田平	241	48	126	32	35
大島	225	78	93	32	22
度島	29	4	13	7	5
計	1677	376	803	275	223

■空家等データベースの整備

実態調査の結果をもとに、空家等の所在地、現地点検結果、不良度判定、市場性判定の結果を一覧にした空家等データベースを整備

第4章 空家等が発生する背景等

■空家等が発生する背景(国土交通省R1年空き家所有者実態調査)



第5章 空家等対策の基本的な方針

■空家等の種類

- ・空家等(法第2条第1項)
- ・特定空家等(法第2条第2項)
- ・老朽危険空き家(住宅地区改良法施行規則に該当)

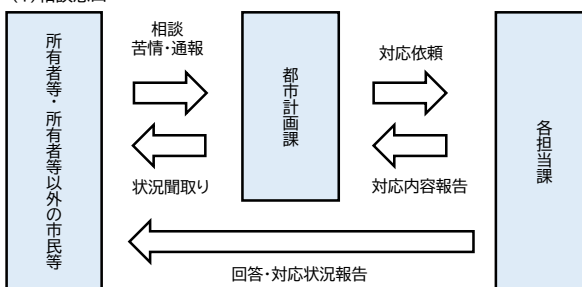
■対象地区:市内全域

■基本的な方針

第一義的に所有者等が自らの責任において適切に管理すべきことを前提
①発生抑制 ②利活用 ③解体促進

■実施体制

(1)相談窓口



(2)空家等対策協議会

空家等対策計画の作成・変更・実施を協議する法定協議会(法第7条第1項)

(3)関係団体との連携

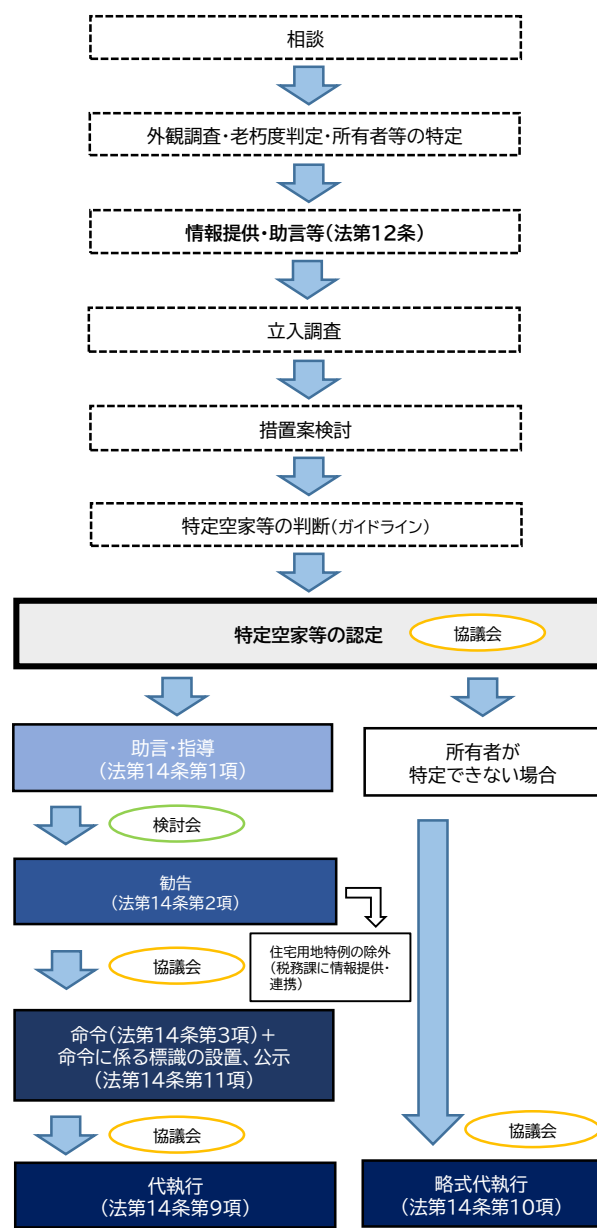
- ・公益社団法人平戸市シルバー人材センター
- ・一般社団法人古民家再生協会長崎
- ・全国空き家アドバイザー協議会長崎県平戸支部

第6章 空家等対策に係る施策

- (1)空家等の発生抑制 … 情報発信
- (2)空家等の有効活用 … 空き家バンク制度
- (3)適切な維持管理 … 情報提供(法第12条)
- (4)解体・除却 … 老朽危険空き家除却事業補助金



第7章 特定空家等に対する措置



※法とは「空家等対策の推進に関する特別措置法」